

令和2年度定期監察報告書(概要)

令和3年3月
国土交通省大臣官房監察官室

令和2年度定期監察の監察事項、対象機関及び実施方法

◆ 監察事項

- ① 働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組
- ② コンプライアンスの徹底に関する取組

◆ 対象機関

国土技術政策総合研究所

地方整備局(東北、関東、中部、中国)

内閣府沖縄総合事務局(開発建設部、運輸部)

地方運輸局(東北、関東、中部、中国) ※ 計10機関

(参考)令和元年度

国土地理院

地方整備局(北陸、近畿、四国、九州)、北海道開発局

地方運輸局(北海道、北陸信越、近畿、四国、九州) ※ 計11機関

◆ 実施方法

- 監察対象機関である本局、事務所等に対し、事前に調査票を送付し、回答及び関係資料を受領
- 監察対象機関において、担当者に対するヒアリング及び現地の取組状況(機密情報管理等)の確認をするとともに、局長、事務所長等の幹部職員に対するヒアリングを実施
- 監察終了後、後日Web方式にて局長、副局長等の幹部職員に対し、監察結果を講評

◆ 令和2年度定期監察スケジュール

令和2年3月

令和2年度監察基本計画決定(国土交通大臣決定)

令和2年9月～12月

現地監察及び監察結果の講評

令和3年3月

報告書とりまとめ、報告書公表

令和3年6月

対象機関より措置状況報告

監察事項①:働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組

◆ 監察のポイント

- 令和元年度に引き続き、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための**国土交通省取組計画**」に**基づく地整等の取組の状況を確認**するため、「働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組」を設定した。
- 監察に当たっては、**取組計画において数値目標が設定された項目**（超過勤務の縮減、休暇取得の促進、男性職員の配偶者出産・育児参加休暇取得、女性職員の採用・登用）を**中心に本省で監察項目を設定し**、これに基づき監察を行い、各地整等の取組状況を把握するとともに「**各項目毎の目標値との対比**」について整理した。
- 目標値達成に向け、各機関のおかれた状況を踏まえた取組が実施されていた。**取組計画の最終年度の状況を踏まえ引き続き更なる取組(今までの取組の効果検証、他機関のベストプラクティスの共有)**が望まれる。

国土交通省取組計画における数値目標について今年度監察対象地整等の状況

取組計画上の項目と目標値		監察対象の平均 (9機関)	監察対象の平均		備考
			地方整備局等 (5機関)	地方運輸局 (4機関)	
1. 超過勤務縮減	月45時間以下	14.3時間	18.5時間	9.1時間	職員1人あたりの月平均超過勤務時間(令和元年度)
2. 休暇取得促進	15日	13.9日	13.9日	13.9日	職員1人あたりの年間取得日数(令和元年)
3-1 男性職員の育児休業取得率	13%以上	13.3%	10.9%	16.3%	取得者数/取得対象者数(令和元年)
3-2 男性職員の育児・出産休暇取得日数	5日以上	3.7日	3.2日	4.3日	取得休暇日数の合計/取得対象者数(令和元年)
4. 女性の採用拡大	30%以上	31.1%	35.5%	25.5%	令和2年度(常勤職員)
5. 女性登用(地方機関課長・本省課長補佐相当職)	5.4%以上	4.7%	2.8%	7.2%	令和2年7月1日現在、5G及び6G職員を集計

(注)各項目の平均値は、沖縄総合事務局を除く各機関の平均値を平均した。

監察事項①:働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組

(1) 勤務時間マネジメント改革(超過勤務縮減、休暇取得促進)に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、適正な勤務時間管理を把握し局内での共有、業務の簡素化・合理化を進めていた。
- 「ガチンコ・ノー残業デー」

独自の具体的な取組として、月に一度職員が必ず定時退庁を実施する日「ガチンコ・ノー残業デー」を創設し、本局各部で実施日を自律的に設定し、一体感をもって主体的に定時退庁を実施していた。(中部運輸局)

提示意見

- ✓ 超過勤務縮減

所属長は、超過勤務の上限時間に留意し、部下職員の業務遂行状況を平素より把握するとともに、特定の職員に業務負荷がかからないよう必要に応じて業務量の平準化を図るよう努めること。

取組状況

- プラスワン休暇の取得 推奨

休日、年次休暇と合わせて休暇をもう1日プラスして連続休暇とすることを事務所内で奨励していた。

(東北地方整備局福島河川国道事務所)

事務所広報



提示意見

- ✓ 休暇取得促進

取得状況の見える化等の工夫、休暇取得日数の少ない部署や職員の業務状況等の分析など、引き続き計画的な休暇取得促進に向けた取組を推進すること。

(2) 育児・介護等と両立して活躍できるための改革に関する取組

取組状況

- 男性職員の育児体験記 推奨

イントラネットのワークライフバランスのポータルサイトに、育児休業等を取得した男性職員の体験談とともに、配偶者や上司からのコメントなどを添えて、わかりやすくまとめたペーパーを掲載し、男性職員の育児休業取得を促す取組を行っていた。

(中部地方整備局、中国地方整備局)

提示意見

- ✓ 男性職員の育児休業等の促進

子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指して、男性職員が育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成を図るため、職員本人、幹部職員・管理職員は当然のこと、周りの職員に対する更なる意識の啓発に引き続き取り組むこと。

監察事項①:働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組

(3) 女性の活躍推進に関する取組

取組状況

➤ 女性向け採用パンフレットの作成 推奨

採用パンフレットで女性職員を紹介するとともに女性の活躍に焦点をあてた女性向けのパンフレットを別途作成して、女性職員採用に向け取り組んでいた。
(中部地方整備局)



提示意見

✓ 女性の採用拡大の取組

技術系女性職員の採用数を増やすため、関係府省や民間団体とも連携して理工系大学を志す女性を増やす取組を強化するなど、引き続き多様できめ細やかな活動の実施に努めること。

取組状況

➤ 子連れ出勤職員に対する入札室の開放 推奨

新型コロナウイルス感染症対策の関連で子連れで出勤せざるを得なくなった職員のため、子守をしながら業務を行うことができるように、入札室を使用できることとしていた。
(関東運輸局)



提示意見

✓ 女性の登用目標の達成に向けた取組

仕事と家庭の両立や将来のキャリアに悩む女性職員の意見を幹部が共有できる手段を講じ、引き続き組織として改善に向けた必要な対応に努めること。

(4) その他働き方改革(業務改善、ペーパーレス化の推進、テレビ会議の推進等)に関する取組

取組状況

➤ 働き方改革推進/「情通LABOの設立」推奨

働く時間や場所の制約を受けない国土交通省初となるABW(Activity Based Working)を導入したオフィスリノベーションを行い、安全で快適なオフィスのICT環境を整備していた。
(中国地方整備局)



提示意見

✓ 業務改善の更なる推進

ICT環境の整備の推進による業務の効率化を図るとともに、職員の業務量が適正となるよう業務の廃止・縮小等を行い、業務分担を明確化するなど、より一層の業務改善の推進に努めること。

監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

＜入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方整備局等＞

◆ 監察のポイント

- 令和元年度に引き続き、「入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組」を設定した。
- 特に、地方整備局等の監察については、**令和元年度定期監察報告書の提示意見に基づき監察**を行った。
- 各監察対象機関において、コンプライアンス意識の徹底に関する取組、事業者・OBとの接触・対応に関する取組、機密情報管理の徹底に関する取組、応札・落札状況の分析等に関して**積極的に取り組んでいたが、一部、内容が十分とは言い難い状況がみられた。**引き続き、**取組の改善に努めつつ、継続的に取り組むことが望まれる。**

(1)コンプライアンス意識の徹底に関する取組

取組状況

- ほとんどの監察対象機関において、コンプライアンス推進計画等において、全職員が年1回は入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講することについて目標を設定しており、全職員の講習会等の受講状況を把握していたが、一部の監察対象機関において、講習会等に係る全職員の受講状況について、把握されているとは言い難い状況であった。
- 全ての監察対象機関において、未受講者に対して個別に説明するなどして、全職員が受講または受講と同等の効果の取組を実施していた。
- 多くの監察対象機関において、「入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること」など重点的に伝えるべき事項について、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込むなどして、重点的に伝えていたが、一部の監察対象機関において、一部の事項が資料に盛り込まれていない等、全職員に周知が徹底されているとは言い難い状況であった。

提示意見

- ✓ 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。
 - ・全職員に年1回以上、講習会等を受講させることについて目標を設定すること
 - ・全職員の受講状況を把握すること
 - ・講習会未受講者がいる場合には、その者に講習会の受講と同等の効果を得るための具体的な取組を行うこと 等
- ✓ 講習会等の実施に際しては、以下の事項を重点的に伝えること。
 - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
 - ・外部からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合には処分があり得ること 等

監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、事業者等との応接に際しては、原則として執務スペースの外のオープンな場所において複数の職員により対応するなどして、「発注者綱紀保持規程」等に定められた応接方法の徹底を図っていた。
- 全ての監察対象機関において、積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限していた。

提示意見

- ✓ 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、執務スペースの他に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。
- ✓ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、積算業務と技術審査・評価業務について、分離体制を確保していた。
- 一部の地方整備局等において、「情報管理整理役職表」の情報管理責任者等を正確に記載していなかった等、適切とは言い難い状況であった。
- 全ての地方整備局等において、工事の履行確認のために必要な情報につき、適切に書類等の送付や管理、確実な処分を行うこととしていたが、一部の監察対象機関において、書類等が確実に処分されたかを確認できる仕組みまでは確保されていなかった。
- 多くの地方整備局等において、点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間に一部齟齬がみられた。

提示意見

- ✓ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること。
- ✓ 誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、本局においては、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めるとともに、事務所等及び本局においては、適切に更新すること。
- ✓ 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないように、書類等を適切に送付、管理し、確実に処分すること。
- ✓ 事務所等及び本局においては、「情報管理責任者」による毎年度の点検を、実効性のある点検となるよう以下の点に留意し適切に行うこと。
 - ・点検表は、管理すべき情報の種類、媒体等を明示すること
 - ・「情報管理総括責任者」は、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて、指導・助言すること 等

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、応札・落札状況について、平素から継続的に分析していた。
- 一部の監察対象機関において、年平均落札率が高止まりしているなどの状況にあり、入札参加資格の見直しや、事業者等に対し応札・落札行動を注視していることを示すなど、措置を講じていた。
- 全ての本局及び国土技術政策総合研究所において、入札談合に関する情報等の判断に係る標準取扱基準を定め、全ての事務所等も含め、これを適切に運用していた。

提示意見

- ✓ 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい。
- ✓ 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること。
- ✓ 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。

監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

＜許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方運輸局等＞

◆ 監察のポイント

- 令和元年度に引き続き、許認可事務等に係る「コンプライアンスの徹底に関する取組」を設定した。
- 特に、地方運輸局の監察については、地方運輸局が多く許認可事務等を担っていること、また、許認可に係る不適正な処理事案が昨今発生していることに鑑み、これら許認可事務等に関する項目を中心に監察項目を設定した。また、自動車検査登録情報など多くの個人情報保有する運輸支局に対しても監察を実施した。更に、他の地方運輸局等が相互に取組を参照できるよう、推奨事例を示した。
- 各監察対象機関において、研修等コンプライアンス意識の高揚、許認可事務等の適正性の確保・ヒューマンエラー防止対策、職員以外の者の執務室エリアへの立入り制限の強化等の実施の徹底等に関して積極的に取り組んでいたが、一部の機関において倫理規程違反や文書誤廃棄等の不適切な事務処理の事案が起きたことに鑑み、引き続き、取組の改善に努めつつ、継続的に取り組むことが望まれる。

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、新規採用職員研修や初任係長・新任管理職研修など節目となる階層別研修を活用することでコンプライアンス研修を実施していた。他の各種研修においてもコンプライアンスに係る項目を入れて意識の徹底に取り組んでいた。
- 職員一人一人にコンプライアンス意識がきちんと浸透するよう、具体的な不祥事案を例にその要因・背景について周知するなどの工夫をしていた。
- 一方、講習会形式の研修については、上記のとおり節目に実施される階層別研修から幹部会議等随時実施するものまで多岐にわたっており、全ての職員の受講状況を把握する仕組みは構築されていなかった。

提示意見

- ✓ コンプライアンス違反が職員本人のみならず組織にも重大な影響を与えるとの認識の徹底を図る観点から、係長や管理職への昇任時の研修では必ずコマに含める等定期的かつ継続的に研修が行われるようにルール化すること。
- ✓ 各職員の研修受講状況を把握し、研修未受講者に対しては次回募集時に優先的に受講させるなど、少なくとも非常勤職員を含めた全職員が年に1回以上研修を受講できるよう、フォローアップ体制を構築すること。

監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

(2) 許認可事務等の適正性の確保・ヒューマンエラー防止対策に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、認可件数が多い分野を中心に、事案処理簿、事案処理の進捗管理表、決裁時の審査表等の作成を通じ、課室内の職員相互間において業務の進捗管理を行い、不適正な処理の防止に努めていた。
- 公印の不正使用防止のため、保管責任者又は補助者による確認の実施、不在時においては押印できないよう施錠するなどの措置を徹底していた。
- 運輸支局等においては、特に件数の多い自動車検査証の誤交付などを防止するため、現場の状況に応じたマニュアルの作成、番号札やモニターによる確認システム等により、ヒューマンエラー防止対策に取り組んでいた。

提示意見

- ✓ 意図的なコンプライアンス違反が決して起こることがないように、幹部職員が日頃からの職員管理・業務管理と公平・公正な業務執行に努めるという国家公務員としての意識付けが大切との認識をもち、職員が自らの職務に自信と誇りをもって取り組むことができる環境づくりに取り組むこと。
- ✓ 公印の不正使用を防止するため、保管責任者等による確認の実施、不在時には押印できないよう厳重に管理するなどの措置を徹底すること。また、公印押印簿を備えつけるとともに、所要の事項の記載を徹底すること。
- ✓ 業務が遺漏なく適切に行えるよう本局・支局間で情報共有を図る、事案処理の進捗管理表の作成などを通じて管理職を含めた職員間相互のチェック体制を構築するなど、ヒューマンエラー防止とともに個人のエラーが不適切な事案処理に直結しない業務フローづくりに向けた取組を行うこと。

(3) 自動車局通知「職員以外の者の執務室エリアへの立入り制限の強化等の実施の徹底」に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、執務室出入口に施錠可能な扉を設置するなどの物理的遮断、一般来訪者エリアと執務エリアとの区分の明確化、システム保守管理業者を含む職員以外の者の入退室管理の徹底等、個人情報保護のための措置を講じていた。

提示意見

- ✓ 職員等以外の者が執務エリアに容易に立入れないようにするため、執務エリアの出入口に施錠扉等の物理的遮断物を適切に設置するとともに、施錠可能な扉等については、業務時間帯においても確実に施錠を行うなど、職員等以外の者の入退室管理を徹底すること。
- ✓ 職員以外のシステム保守管理業者や清掃業者等が作業を行う際は、当該業者が個人情報にアクセスしないよう、職員による立ち会いや、指紋認証でのロックによるアクセス制限等の措置を行うこと。

監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

<コンプライアンスに関する広聴等に関する取組:地方整備局等及び地方運輸局等>

◆ 監察のポイント

- 「コンプライアンスに関する広聴等に関する取組」を設定した。
- 各監察対象機関において、通報・情報、行政相談等の窓口の設置状況、行政相談等を円滑に処理するための取組、一般の方が行政相談等をしやすくするための取組に関して積極的に取り組んでいた。引き続き、取組の改善に努めつつ、継続的に取り組むことが望まれる。

(1) 通報・情報、行政相談等の窓口の設置状況

取組状況

- 全ての監察対象機関において、人事院規則に基づくセクハラ・パワハラに関する窓口の他、発注者綱紀保持関係、行政相談関係等、内容に応じ各受付窓口を設置していた。

提示意見

- ✓ 各行政機関において、発注者綱紀保持に関する通報・情報、職員の国家公務員倫理法違反やセクハラ・パワハラ等に関する通報・情報及び国土交通行政に係る行政相談等、内容に応じた受付窓口を設置し、これを周知すること。
- ✓ 各行政機関の実情に応じ、行政相談・苦情処理対応マニュアル等をあらかじめ作成するなど、行政相談等対応事務の適正・円滑な運営を図り、状況に応じて見直しを行うこと。
- ✓ 必要に応じて、受付実績を記録・管理し、行政相談等の処理・対応内容を検証し、得られた情報を事務へ適切に反映させること。

(2) 行政相談等を円滑に処理するための取組

取組状況

- 全ての地方整備局等本局及び地方運輸局等本局において、不当要求を念頭においた対応マニュアルを作成し、周知していた。また、多くの地方整備局本局及び全ての地方運輸局本局において行政相談の事務処理について要領等を定めていた。

(3) 一般の方が行政相談等をしやすくするための取組

取組状況

- 全ての地方整備局本局及び地方運輸局本局において、本局ホームページに各種問合せ窓口の案内を掲載する、投稿フォームを設ける等の取組を行っていた。